



質問

婚姻で苗字が変更となりましたが、管理業務主任者証の氏名変更手続きをしないで旧姓のまま業務を行うことは可能でしょうか。

(相談概要)

婚姻のためフロント職員の苗字が変更となりましたが、社内では旧姓を継続して使用しているため、管理業務主任者証の氏名変更手続きをしないで旧姓のまま業務を行うことは可能でしょうか。



回答

マンション管理適正化法施行規則第76条では、「法第59条第1項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更があったときは、別記様式第24号*による登録事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。」と規定しています。管理業務主任者の登録事項は別記様式第17号*で規定されているとおり、本人の「氏名」「本籍」「従業先」等であり、本件のように氏名を変更する場合は、遅滞なく変更の届出をしなければなりません。

お客様に接する機会のある職員が社内で旧姓の使用を継続するときには、お客様からの問い合わせ等において混乱が生じないように応答に備える必要があります。

※別記様式は、当協会のホームページにてご確認ください。

<http://www.kanrikyo.or.jp/format/yousiki.html>

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。